

死刑と冤罪を考える

～ 島田事件・袴田事件を通じて ～

1954年3月に静岡県島田市で発生した幼女誘拐殺人死体遺棄事件で死刑判決を受けた男性は、無実を訴え、死刑判決確定から29年余りを経て、1989年8月に再審無罪判決が確定した。

1966年6月に静岡県清水市で発生した強盗殺人放火事件では、犯人として逮捕され死刑判決(1980年12月確定)を受けた袴田巖氏が、現在も再審請求をして懸命に自らの潔白を訴えている。そして、2007年、第一審で死刑判決に関与した元担当裁判官が長年の苦悩の末、判決が誤りであったことを告白した。

なぜ「冤罪」は起こるのか? 「死刑」判決を受けることとは?

袴田巖氏と元裁判官それぞれの苦悩を描いた映画や冤罪事件に関する講演を通じて、裁判員制度が実施され2年余りを経た今だからこそ、あらためて考えてみたいと思います。

皆様のご来場をお待ちしております。

日時：9月3日(土) 13:30～17:00

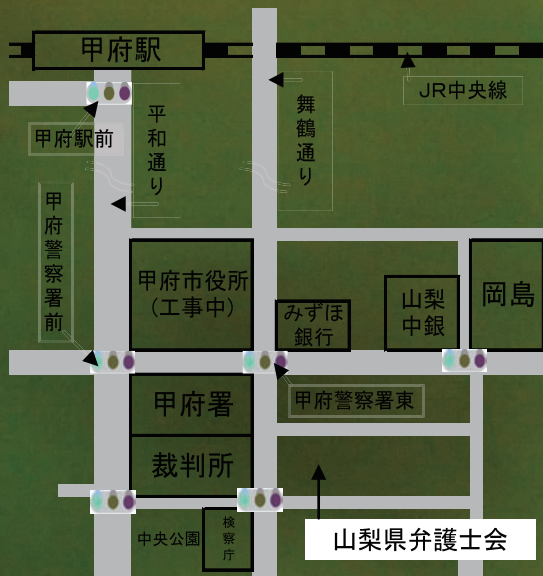
開場：13:00～

場所：山梨県弁護士会館 4階 (下記地図参照)

なお、当日は駐車場をご用意できません。公共交通機関をご利用下さい。

第1部：映画上映 「BOX 袴田事件 命とは」

第2部：講演 「島田事件・袴田事件について」



講師：西嶋勝彦 弁護士

島田死刑再審事件弁護士・袴田事件弁護団長

講師：袴田ひで子 さん

袴田巖氏の姉

参加無料
先着100名
事前申込不要

日本弁護士連合会
第五回人権擁護大会プレミアムプログラム

主催：山梨県弁護士会 共催：日本弁護士連合会